

## 第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（内閣府子ども・子育て本部 R4.3.18作成）から

### 1 見直しの要否の基準

#### (1) 教育・保育の「量の見込み」

令和3年4月1日時点の教育・保育給付認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと）の子どもの実績値と、市町村計画における量の見込みを比較し、10%以上のかい離がある場合（ $\text{実績値} / \text{量の見込み} \leq 90\%$ ・ $110\% \leq \text{実績値} / \text{量の見込み}$ となる場合）には、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となります。

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行うこととします。

### 2 別府市における見直しの要否

#### (1) 教育・保育の「量の見込み」

別府市の第2期計画では各年10月1日時点で量の見込みを算出していることから、令和3年10月1日時点の教育・保育給付認定区分ごとの子どもの実績値と、令和3年度の量の見込みを比較したところ、10%以上のかい離がなかったことから「量の見込み」の見直しは行いません。【資料1】

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」

実績値と量の見込みを比較し、かい離がある場合や事業内容の変更がある場合等、見直しが必要と判断した事業については「量の見込み」の見直しを行います。【資料2】

#### (3) 目標事業量の「目標値」

実績値と目標値を比較し、かい離がある場合や事業内容の変更がある場合等、見直しが必要と判断した事業については「目標値」の見直しを行います。【資料3】